秋田県告示第93号

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和25年秋田県規則第29号)第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である公益財団法人建築 技術教育普及センターが行う。

平成26年3月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験

日時 平成26年7月6日(日)午前10時から午後5時10分まで

場所 秋田県JAビル (秋田市八橋南二丁目10番16号)

イ 設計製図の試験

日時 平成26年9月14日(日)午前11時から午後4時まで

場所 秋田県生涯学習センター (秋田市山王中島町1番1号)

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

日時 平成26年7月27日(日)午前10時から午後5時10分まで

場所 秋田県JAビル (秋田市八橋南二丁目10番16号)

イ 設計製図の試験

日時 平成26年10月12日(日)午前11時から午後4時まで

場所 秋田県JAビル (秋田市八橋南二丁目10番16号)

2 学科の試験の科目

建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工

- 3 受験申込みの手続
 - (1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の(ア)又は(イ)に該当する者に限り行うことができる。

- (ア) 過去に二級 (木造) 建築士の受験をしたことがある者で、二級 (木造) 建築士試験の受験票又は合否の 通知書が貼付されているもの
- (イ) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの
- イ 受験申込みの受付

期間 平成26年3月17日(月)から同月31日(月)まで

ウ 受験申込みの方法

次の宛先に簡易書留で郵送すること。締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

郵便番号104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込みの受付

期間 平成26年3月24日(月)から同月31日(月)まで

時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込みの受付

場所 一般社団法人秋田県建築士会(秋田市山王一丁目7番3号 山王ウエスタンビル3階)

期間 平成26年4月10日(木)から同月14日(月)まで

時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込みの方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

4 合格者の発表

合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成26年8月下旬に、木造建築士試験は平成26年9月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

5 試験についての問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター東北支部 (電話022-223-3245)

一般社団法人秋田県建築士会(電話018-863-6348)

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、平成26年6月上旬から公益財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び一般社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。